

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ
国民健康保険税「減免制度」のお知らせ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入など(事業売上収入・給与収入・不動産賃料収入など)に相当の減少があった世帯は、申請により、国民健康保険税の減免を受けることができます。

(注1) 減免審査は、世帯の前年(令和3年1月から令和3年12月まで)の収入や所得が分からないと行えません。申告がまだお済みでない方は至急、税務署または町役場税務課で申告をお願いします。(※給与収入のみの方で勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方は除きます。)

(注2) 令和3年の所得金額が0円又はマイナスの方は対象外となります。(減免金額が0円となるため)

対象となる方

次の1または2のいずれかに該当する世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入など(事業売上収入・給与収入・不動産賃料収入など)の減少が見込まれ、次の①から③までのすべてに該当する世帯

- ① 事業収入などの減少額が令和3年の事業収入などの額の30%以上

(単位：万円)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	30% 以上の 減少
令和3	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600	
令和4	50	30	20	10	10	10	25	35	40	40	50	50	370	

実績 → 見込

- ② 世帯の主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額が1000万円以下

- ③ ①以外の収入で令和3年の所得の合計額が400万円以下

対象となる国民健康保険税

令和4年度分の国民健康保険税で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

申請手続などにつきましては裏面をご覧ください。

【国民健康保険税「減免制度」の申請手続等について】

申請手続等

● 申請期間

- 令和5年3月31日まで

● 申請手続

1 提出する書類

- 減免申請書（町ホームページからダウンロードしていただくか、役場税務課窓口にあります。）
- 令和4年中の収入の減少が分かる書類（売上帳、給与明細、預金通帳など）
- 令和3年分の収入・所得が分かる書類（確定申告書の控え、給与明細など）

● 減免額

次の【表1】で算出した対象保険税額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額となります。

申請いただいた内容を審査し、減免の「決定」又は「非該当」の通知を書面でします。

【表1】

対象保険税額 = $A \times B / C$
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る前年の所得金額
C : 世帯の主たる生計維持者及び世帯の全ての被保険者の前年の所得の合計額

【表2】

前年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※ご不明な点等ございましたら役場税務課へお問い合わせください。